官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務一八）　一
○国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（同一九）　三
○旅券法施行規則の一部を改正する省令（同二〇）　三九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六五
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　一〇五
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分関係　一〇六
会社その他
会社決算公告　一一二

省令

○外務省令第十八号

領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四号）の施行に伴い、及び領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

附則第三項を削る。